

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【公開番号】特開2010-54593(P2010-54593A)

【公開日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2010-010

【出願番号】特願2008-216722(P2008-216722)

【国際特許分類】

G 02 B 5/20 (2006.01)

G 03 F 7/004 (2006.01)

G 03 F 7/032 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

C 08 F 2/44 (2006.01)

C 08 F 290/04 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/20 1 0 1

G 03 F 7/004 5 0 1

G 03 F 7/004 5 0 5

G 03 F 7/032

G 02 F 1/1335 5 0 5

C 08 F 2/44 Z

C 08 F 290/04

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月1日(2011.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 9】

本発明で用いる(A)顔料分散剤における当該酸性硫酸エステル及び/又はスルホン酸化合物の含有量は、良好な顔料分散安定性が発揮されるのであればよく、特に制限はないが、一般に前記一般式(I)で表される窒素含有モノマー由来の構成単位に含まれるアミノ基に対して、0.05~4.0モル当量程度、好ましくは0.1~2.0モル当量、より好ましくは0.2~1.0モル当量である。なお、酸性硫酸エステルとスルホン酸化合物とを併用する場合、これらを合計した含有量が上記範囲内にあればよい。